

地方再犯防止推進計画について

1. 地方再犯防止推進計画の法的根拠

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがいないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して、地方計画を定めるよう努めることとされました。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等（例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。）と一体のものとして策定することも可能です。また、計画の期間や変更時期についても、各団体の実情に応じて判断いただいて差し支えありません。

2. 地方再犯防止推進計画に関する国・県の動向

■国の動き

→再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）の策定

→地方再犯防止推進計画策定の手引き（改定版）（令和3年3月） ※以下手引きより抜粋

国の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組む課題を記載することが望まれる。課題の記載にあたっては、国の7つの重点課題のうち、以下の6つについて可能な限り盛り込むことを検討して頂きたい。

【重点課題の具体例】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化等

■兵庫県の動き

→地域安全まちづくり推進計画第6期（令和4～6年度）の策定

→上記計画の8つの行動（アクション）のうち行動7「更生支援と再犯防止対策を推進する」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」としてしています。

3. 再犯防止の関係者へのヒアリング

1) ヒアリングの概要

日時：令和4年6月28日 10:00～11:30

対象・方法：再犯防止活動に従事する保護司を対象に、対面ヒアリングを実施。

2) ヒアリングの結果

(1) 犯罪をした人等の実態、支援ニーズの把握

①高砂市における犯罪をした人等の実態

- 犯罪をした人が困っていることとしては、家族・同居人とのつきあい、就労先がないことなど。
- 高齢者や障がいのある人については、多くが満期出所となるため、保護司として対応することがない。引受人がおらず満期出所になることが多く、出所後については受け入れ施設や保護観察所、行政での対応が必要。
- 少年（保護観察処分少年や少年院仮退院者）は減少傾向にある。少年については、昔はシンナー等の乱用などのいわゆる非行少年が多かったが、現状では、詐欺に受け子などで関わったりしたケースが多く、「ごく普通の子」が多い。
- 犯罪をした人は、地域に入りにくいと感じている。
- 地域の反応を気にして、昔は保護司自身が保護司であることを隠して活動していたこともある。しかし、現状、地域では犯罪をした人にあまり関心がないように感じる。そもそも地域への関心が希薄化していることも要因と考えられる。

②高砂市における犯罪をした人等の支援ニーズ

- 就労については、しっかりしたところに就労をしないと再犯につながってしまう。協力事業主としては、保護司自身が経営する事業所などがあるが、現状では神戸保護観察所に登録されている事業所が何社かあるのみ。行政などによる就労支援があれば、いずれは、協力雇用主連絡会もつくりたい。
- 居住については、身元引受人が同居を拒否した場合、身元引受人が住まいを確保することになるが、確保が非常に難しいため、住居のあっせんなどの支援があればよい。
- 少年への修学支援については、学校の対応が鍵になる。学校や先生の再犯防止等に対する認識・意識醸成が必要。
- 犯罪をした人が地域に入っていくやすいように、地域住民の意識・理解醸成などは必要。

(2) 支援者の実態、課題、支援者に対する支援ニーズの把握

- サポートセンターができたことによって、面談・面接などの場が確保でき、活動がやりやすくなった。
- 面談・面接の場を確保できないため、保護司になれないというケースもあり、サポートセンターのような場が市内にもいくつか確保できれば、担い手の確保につながる。例えば、公民館や市役所など公共施設の活用などができれば。
- 再犯防止に関する取り組みを進める上で、保護司として他の組織・団体等との連携の意向はあるが、市内での連携相手に関する情報などが入手できない。
- 再犯防止に関する取り組みの担い手として、若い方がもっと参加できるようになれば。
- 満期出所者など、保護司として関与できない方こそ、アプローチや対応・支援が必要。